

二宮町自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、二宮町消防署に配備した自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を、町民を含む複数の者が参加する各種イベント等の主催者に貸出すことにより、心肺停止状態に陥った傷病者の救命活動に備えるとともに、町民のAEDに対する関心を高めて救命講習の受講を促進し、救命率の向上に繋げることを目的として、AEDの貸出しに関し、必要な事項を定める。

（貸出対象）

第2条 AEDの貸出し対象は、次のとおりとする。

- （1）二宮町内で開催され、町民を含む複数の者が参加する各種イベント等（スポーツ競技、式典、祭典等）への貸出し。
- （2）その他、消防署長が必要と認めたもの。

（貸出条件）

第3条 AEDの貸出し条件は、次のとおりとする。

- （1）イベント会場等に、医師、看護師等の医療従事者もしくは、AEDの取扱いを含めた普通救命講習等を修了している者が1名以上配置されていること。
- （2）貸出し申請時、AED資格者の証明書の写し（免許証、講習修了証等）を添付できること。ただし、特別な事由により消防署長が認めたときは、これを省略することができる。
- （3）貸出し期間は、イベント等の開催日当日限りとする。ただし、特別な事由により消防署長が認めたときは、貸出し期間の延長をすることができる。

（借用申請）

第4条 AEDの貸出しを受ける団体等の代表者は、「自動体外式除細動器（AED）借用申請書」（第1号様式）に必要事項を記載し、貸出しを受けようとする日の7日前までに、消防署長に提出すること。

（貸出の承認）

第5条 消防署長は、前条の借用申請書を受理した時はこれを審査し、貸出しを承認する場合は「自動体外式除細動器（AED）貸出承認書」（第2号様式）を申請者に通知すること。

(経費)

第6条 AEDの使用料、使用した除細動パッド等の費用は無償とする。

(損害賠償)

第7条 AEDの貸出しを受けた団体等は、AEDの破損、亡失等が発生した場合は速やかに消防署長に報告するとともに、「自動体外式除細動器（AED）亡失等報告書」（第3号様式）に亡失等の状況を記載し、消防署長に提出すること。

なお、AEDの貸出しを受けた団体等の故意又は過失により、破損又は亡失させたと認められた場合は、AEDの貸出しを受けた団体等の責任において、AEDを現状に復すものとする。

(貸出しの中止)

第8条 消防署長は、次の各号に該当すると認めるときは貸出しを中止し、AEDを返却させることができる。

- (1) 貸出しを受けた者が、本要綱に違反したとき。
- (2) その他、消防署長が必要と認めたとき。

(AEDの管理)

第9条 AEDの貸出しを受けた団体等は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) AEDの管理、使用については、取扱説明書の内容に従い適切に行うこと。
- (2) AEDを目的外に使用しないこと。
- (3) AEDを無断で転借、譲渡等しないこと。
- (4) 返却期日を厳守すること。

(返却時の点検)

第10条 消防署長は、AEDが返却された時は、使用の有無を確認するとともに、「二宮町自動体外式除細動器運用基準」に基づき使用後点検を実施し、点検結果をAED使用簿に記載すること。

附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。